

令和2年度償却資産申告について

会社や個人で事業を営んでいる人が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの減価償却できる資産を所有されている場合は、「償却資産」として固定資産税の課税対象となります。

町内に上記のような資産を所有されている方は、令和2年1月1日現在の状況を申告してください。

申告期限：令和2年1月31日（金）

期限近くになりますと、窓口が混雑します。お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

新規に事業を開始するなど、申告書の様式が必要な方は、税務課まで申し出してください。また、申告漏れがあった場合などは、過年度に遡及して課税対象となりますので、あらかじめご承知おきください。

太陽光発電設備を設置した場合の償却資産の申告について

太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産として町への申告が必要な場合があります。（下の表で「申告の対象」に該当する場合）

※建材型ソーラーパネルで、屋根材として家屋に該当する部分は、申告・課税の対象外です。

※詳しくは、税務課資産税担当へお問合せください。

設置者	設備の発電規模	
	10KW以上(余剰売電・全量売電)	10KW未満(余剰売電)
個人(住宅用)	経済産業省の認定を受け、売電目的の設置の場合は、事業用資産となり、 償却資産として申告の対象	事業用資産とならないため、償却資産として申告の対象外
個人(事業用)	事業用資産となるため、売電の有無に関わらず、 償却資産として申告の対象	
法人		

問合せ 税務課資産税担当 ☎66・3111 内線113

河川等の異常水質事故防止にご協力を

河川や水路に油や薬品等が流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響が出る異常水質事故が多く発生しています。

不要な塗料や油、農薬等の取り扱いは十分に御注意いただき、決して河川や水路、側溝に流すことのないようお願いします。

事故対応の費用は、事故原因者の負担となります。

もし、異常水質事故を見つけた場合には、速やかに県秩父環境管理事務所又は町役場にご連絡ください。

問合せ 県秩父環境管理事務所 ☎23・1511

町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126